

〔昭和49年4月1日〕  
本部訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 高速隊の運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(詰所)

第3条 分駐隊に詰所を置く。

2 分駐隊に置く詰所の名称及び位置は、詰所一覧表(別表第1)のとおりとする。

(勤務計画等)

第4条 高速隊の長(以下「隊長」という。)は、高速隊の計画的な運用を図るため、担当道路における交通事故の発生状況等を勘案して、毎月末までに翌月中の勤務計画及び取締計画を策定し、交通部長に報告しなければならない。

(事件、事故等の処理及び引継ぎ)

第5条 隊員は、担当道路における交通事故事件及び交通法令違反事件以外の事件、事故等を認知したときは、必要な初動措置を講じた後、事件及び事故については発生場所又は検挙場所を、その他の警察対象事案については取扱場所を管轄する警察署長にそれぞれ引き継ぐものとする。

2 前項の規程による隊員の事件、事故等の処理及び引継要領は、高速道路交通警察隊員の事件、事故等処理及び引継要領(別表第2)のとおりとする。

(留置の委託)

第6条 隊長は、担当道路における交通事故事件及び交通法令違反事件により身柄を拘束したときは、兵庫県警察本部総務部留置管理課長(以下「留置管理課長」という。)又は警察署長に身柄の留置を委託することができる。この場合において、隊長は、留置管理課長に留置の委託先の調整を要請するものとする。

2 前項の規定による要請を受けた留置管理課長は、留置の委託先を決定し、隊長に通知するものとする。

(協力の要請)

第7条 隊長は、担当道路における交通指導取締り、交通規制、交通事故事件の処理等に当たって特に必要があると認めるときは、関係所属長に警察官の応援派遣その他の協力を要請することができる。

2 所属長(隊長を除く。)は、高速隊の担当道路における捜査等に当たって特に必要があると認めるときは、隊長を経て交通部長に隊員の応援派遣その他の協力を要請することができる。

3 前2項に規定する協力の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要す

るときは、口頭又は電話により行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定により派遣された警察官に対する指揮は、派遣を要請した所属長が行うものとする。

(連絡協調)

第8条 隊長は、担当道路における警察活動を効率的に行うため、常に近畿管区警察局高速道路管理室、関係府県警察、道路管理者その他の関係機関と緊密な連絡協調を図らなければならない。

(細部事項)

第9条 高速隊の運用について必要な細目的な事項は、隊長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

## 詰 所 一 覧 表

分 駐 隊	名 称	位 置
西宮北分駐隊	宝 塚 詰 所	宝塚市安倉北1丁目2003番地 (西日本高速道路株式会社関西支社宝塚料金所内)
	神 戸 三 田 詰 所	神戸市北区長尾町上津字北向井3843番地 (西日本高速道路株式会社関西支社神戸三田料金所内)
	吉 川 詰 所	三木市吉川町大沢字今西107番地 (西日本高速道路株式会社関西支社吉川料金所内)
	ひょうご東条詰所	加東市横谷字鬼谷375番地の33 (西日本高速道路株式会社関西支社ひょうご東条料金所内)
	神 戸 北 詰 所	神戸市北区八多町上小名田字奥の谷1326番地 (西日本高速道路株式会社関西支社神戸北料金所内)
丹南分駐隊	春 日 詰 所	丹波市春日町大字七日市774番地 (西日本高速道路株式会社関西支社春日料金所内)
	三 田 西 詰 所	三田市テクノパーク14番2 (西日本高速道路株式会社関西支社三田西料金所内)
加古川北分駐隊	三 木 東 詰 所	三木市志染町御坂字法鑑757番地の1 (西日本高速道路株式会社関西支社三木東料金所内)
	三 木 小 野 詰 所	三木市鳥町字年ノ神882番地の10 (西日本高速道路株式会社関西支社三木小野料金所内)
	山 陽 姫 路 東 詰 所	姫路市飾東町佐良和1163番地の3 (西日本高速道路株式会社関西支社山陽姫路東料金所内)
姫路西分駐隊	龍 野 詰 所	たつの市龍野町富永字才の木558番地 (西日本高速道路株式会社関西支社龍野料金所内)
	龍 野 西 詰 所	たつの市揖保川町片島小池之奥993番地の13 (西日本高速道路株式会社関西支社龍野西料金所内)
	赤 穂 詰 所	赤穂市塩屋字堂山1490番地 (西日本高速道路株式会社関西支社赤穂料金所内)
	播 磨 新 宮 詰 所	たつの市新宮町光都3丁目184番地24 (西日本高速道路株式会社関西支社播磨新宮料金所内)
	滝 野 社 詰 所	加東市北野字葉ノ木原475番地 (西日本高速道路株式会社関西支社滝野社料金所内)
	加 西 詰 所	加西市中富町字鯉田525番地の1 (西日本高速道路株式会社関西支社加西料金所内)

福崎分駐隊	山崎詰所	宍粟市山崎町船元 319 番地 (西日本高速道路株式会社関西支社山崎料金所内)
	佐用詰所	佐用郡佐用町大字横坂井科 490 番地 (西日本高速道路株式会社関西支社佐用料金所内)
	花田詰所	姫路市花田町上原田字長戸手 327 番地の 2 (兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所花田料金所内)
	福崎南詰所	姫路市船津町八幡字上岡野 5312 番地の 24 (兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所福崎南料金所内)
	神崎南詰所	神崎郡神河町加納字堂ノ前 373 番地の 1 (兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所神崎南料金所内)
	和田山詰所	朝来市和田山町加都安桜 666 番地の 1 (兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所和田山料金所内)
	京橋分駐隊	尼崎市道意町 6 丁目 1 番 18 号 (阪神高速道路株式会社神戸管理部尼崎交通基地事務所内)
西宮分駐隊	尼崎市名神町 2 丁目 15 番 15 号 (西日本高速道路株式会社関西支社尼崎料金所内)	
垂水分駐隊	神戸西詰所	神戸市西区見津ヶ丘 4 丁目 1 番 6 号 (本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター神戸西料金所内)
	布施畑詰所	神戸市須磨区弥栄台 4 丁目 9 番 (本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター布施畑料金所内)
	垂水第一詰所	神戸市垂水区名谷町字室山 1400 番地の 52 (本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター垂水第一料金所内)
	垂水第二詰所	神戸市垂水区名谷町字入野 697 番地の 10 (本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター垂水第二料金所内)
	淡路詰所	淡路市岩屋字サイトメント 2574 番地 (本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター淡路第一料金所内)
	前開詰所	神戸市西区伊川谷前開地先 (阪神高速道路株式会社神戸管理部前開維持基地事務所内)
		神戸市北区山田町藍那地先

	藍 那 詰 所	(阪神高速道路株式会社神戸管理部藍那管理事務所内)
名 谷 分 駐 隊	須 磨 詰 所	神戸市須磨区西須磨 1 番 6 (西日本高速道路株式会社関西支社須磨料金所内)
	大 久 保 詰 所	明石市大久保町大窪字戌亥谷 2793 番 1 (西日本高速道路株式会社関西支社大久保料金所内)
	明 石 西 詰 所	明石市魚住町清水字龍ヶ池下 2619 番地の 4 (西日本高速道路株式会社関西支社明石西料金所内)
洲 本 分 駐 隊	東 浦 詰 所	淡路市浦字北弥ノ谷 2459 番地の 1 (本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター東浦料金所内)
	北 淡 詰 所	淡路市育波字亀淵 2277 番地 (本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター北淡料金所内)
	津 名 一 宮 詰 所	淡路市中田字湯谷 3747 番地の 1 (本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター津名一宮料金所内)
	西 淡 三 原 詰 所	南あわじ市松帆西路字梅ヶ新田 76 番地 (本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター西淡三原料料金所内)
	淡 路 島 南 詰 所	南あわじ市阿那賀字鳴石 731 番地の 8 (本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター淡路島南料金所内)

別表第2（第5条関係）

高速道路交通警察隊員の事件、事故等の処理及び引継要領

種 別	処 理 要 領	関 係 書 類	引 継 要 領
刑 事 事 件	被疑者を検挙（現行犯人の引渡しを受けたときを含む。）したときは、関係書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	捜査報告書 逮捕手続書 差押調書 捜索差押調書 領置調書 押収品目録交付書 参考人供述調書（現行犯人を逮捕した常人及び証拠隠滅のおそれある証拠金品の提出者について短時間に作成できるものに限る。） 微罪処分手続書	1 検挙地を管轄する警察署の引受者（執務時間内にあつては当該事件を担当する課（係）長、執務時間外にあつては宿直責任者をいう。以下同じ。）に引き継ぐ。ただし、警察署の地域警察官と共同して事件、事故等処理したときは、当該警察署の地域幹部に引き継ぐことができる。 2 引継状況を明らかにするため、被疑者引渡書（事件引継書）（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第29号）様式第6号）により行う。ただし、これにより難しいときは、捜査報告書又は逮捕手続書の副本に当該引受者の署名押印を得ておく。
特別法（交通法令を除く。）違反事件	同 上	同 上	同 上
犯 罪 少 年	同 上	同 上	同 上
要 保 護 者	要保護者を発見したときは、保護カードを作成する。	保 護 カ ー ド	1 発見地を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。 2 住所等が明らかで、直ちに保護者等に引き渡すことができ、かつ、救護を必要としないものにあつては、直接要保護者の家族等に引き渡す。この場合、保護カードのみを発見地を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。 3 引継状況を明らかにするため保護カードの副本に当該引受者の署名押印を得ておく。
犯 罪 情 報	1 犯罪の端緒を得たときは、捜査報告書を作成する。	捜 査 報 告 書	1 捜査報告書を犯罪の端緒を得た地を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。ただし、現に容疑者等を取り調べており、その容疑者等を

	<p>2 ぞう品又は犯罪の用に供したと思われる兇器等を所持するもの、身体又は被服に犯罪の疑いのある証拠がある者等、犯罪の容疑はあるが犯罪事実が認定できないものについては、捜査報告書を作成する。</p>		<p>引き継ぐことが効果的であると思われるときは、同行の上引き継ぐ。</p> <p>2 引継状況を明らかにするため、捜査報告書の副本に当該引受者の署名押印を得ておく。</p>
<p>注1 簡易書式例対象事件にあつては、簡易書式例を用いる。</p> <p>2 少年事件の簡易送致対象事件にあつては、少年事件（簡易）報告書を用いる。</p>			